

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	ぼたん園除草作業 委託（冬圃い前）	令和7年11月4日から 令和7年11月21日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セン ター 五泉市太田1092-1	令和7年11月4日	572,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2	ぼたん強剪定業務 委託	令和7年11月12日から 令和7年11月19日まで	公益社団法人 新潟県シ ルバー人材センター連 合会 五泉市事務所 五泉市太田1092-1番地 1	令和7年11月12日	1時間当たり 1,296円（消費 税別）	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
3	チューリップ球根 プランター植え込み作業委託	令和7年11月20日から 令和7年12月15日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セン ター 五泉市太田1092-1	令和7年11月20日	497,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。